第九十三条の規定により読みかえられたおおむね昭和六十年改正法附則第五十七条の二第一項	という。）の二分の一に相当する額と	の二分の一に相当する額と併給年金	相当する額に二を乗じて得た	第百三十一条の規定により読みかえられたおおむね平成十四年改正法附則第一項
第九十三条の規定により読みかえられたおおむね昭和六十年改正法附則第五十七条の二第一項	の額）	と併給年金	相当する	第九十三条の規定により読みかえられたおおむね昭和六十年改正法附則第四十七条の二第一項
第九十三条の規定により読みかえられたおおむね昭和六十年改正法附則第五十七条の二第一項	という。）の二分の一に相当する額と	の二分の一に相当する額と併給年金	相当する額に二を乗じて得た	第九十三条の規定により読みかえられたおおむね昭和六十年改正法附則第四十七条の二第一項
	の額）	と併給年金	相当する	

	第六十八条第一項		第八十四条第五項の規定により読みかえられた同条第一項	第八十五条第一項		第九十四条
	適用後の併給年金の額	控除後年金総額を	額との	適用後の併給年金の額	控除後年金総額を	という。）と
の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金に相当する額とする。第三項において同じ。）	適用後の併給年金の額（改正前国共済法による二十年第三項に規定する平成二十四年一元化法附則第一条第一項の規定により読みかえられた旧国共済法の規定による退職年金又は旧地共済法の規定による退職年金をいう。以下この項において同じ。）が、その額の二分の一に相当する額（その額が、旧国共済法による退職年金又は旧地共済法による退職年金の額の二分の一に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額を控除した額）とする。	控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金額の合計額を	額（旧国共済法第二十七条第一項に規定する給付、平成二十四年一元化法附則第一条第一項の規定により読みかえられた旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済法第二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金若しくは通算退職年金に相当する額とする。第三項において同じ。）との	適用後の併給年金の額（旧国共済法第二十七条第一項に規定する給付、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定により読みかえられた旧国共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は旧地共済法第二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金若しくは旧地共済法による退職年金若しくは通算退職年金に相当するときは、その超える部分の金額を控除した額）とする。	控除後遺族共済年金額と年金額控除規定の適用後の併給年金額の合計額を	という。）の二分の一に相当する額と
	適用後の併給年金の額	控除後年金総額を		適用後の併給年金の額	控除後年金総額を	